平成２７年（フ）第１１５号
石川県かほく市高松丁25番地５
債務者　岡田　秀晃
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雅代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
富山県滑川市法花寺224番地３　アンダンティーノ２－ソ、前住所長野市信州新町上条2426番地１　千原田団地24号
債務者　中島　久光（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
長野県千曲市大字雨宮843番地17
債務者　山本　泰弘
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３７号
長野県千曲市大字雨宮843番地17
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８３号
岐阜県各務原市須衛町１丁目364番地
債務者　武井　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野寿哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林46番地の２
債務者　日向　剛雄
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森泉　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第９８号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目５番40―205号
債務者　Ｂｅａｕｔｙ　ｓｔｙｌｅ－Ｙ’ｓこと　安田　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２０号
堺市堺区甲斐町東６丁１番43―401号、前住所堺市北区新金岡町４丁２番５―304号
債務者　村井　　要
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４０５８号
東京都渋谷区神宮前１丁目10番34号
破産者　株式会社プラスエレメンツ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０５９号
神奈川県横浜市港北区日吉本町４丁目10―５―601
破産者　内村　　琢
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３１８号
千葉県浦安市日の出３丁目３－Ｃ―1307
破産者　松野めぐみ（旧姓尾沼・荒井）
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４９４号
埼玉県羽生市南５丁目12番地５
破産者　有限会社マギー羽生店
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４９５号
埼玉県羽生市南５丁目12―５
破産者　田尾　吉紀
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４５号
東京都八王子市小宮町239―１、開始決定時の住所東京都立川市西砂町３丁目27―25
破産者　阿部　　慶
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４６号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７－２―306、開始決定時の住所神奈川県藤沢市善行２丁目12―18
破産者　山下　　剛
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４７号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７－２―306、開始決定時の住所神奈川県藤沢市善行２丁目12―18
破産者　山下万智子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４５３号
東京都三鷹市井口３丁目２―15―201
破産者　本多　　仟
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１５１号
神奈川県横浜市港北区日吉本町６丁目24―10―204
破産者　栗田とも子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部